

行 動 計 画

社員が仕事で子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和 3年 5月 1日から令和 6年 4月 30日までの 3年間

2.内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること。

女性社員・・・取得率 100%を継続すること。

(対策)

- 令和 3年度中 男性も育児休業を取得できることを周知するため、就業規則の閲覧促進と社内掲示板を利用した育児休業制度の周知
- 令和 3年度～ 育児休業中の従業員で希望する者を対象とする職場復帰のための説明を実施。